

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院における諸料金規程

(趣旨)

第1条 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程の定めるところによる。

(料金)

第2条 みらい光生病院を利用する者は、次に掲げる料金を支払わなければならない。

(1) 診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合算額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の2倍の額とする。

(2) 特別室使用料 日額 3,500 円以下で病院長が定める額

(3) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

(4) 文書料 1通につき 3,500 円以下で病院長が定める額。ただし、法令に定めのあるものは、当該法令の定める額とする。

(5) 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により診療を受ける者に係る診療料等 前各号の規定にかかわらず、当該法令等の定める額

(6) 前各号に定めるもののほか、診療料等を徴収する必要があると認められる場合は、診療報酬の算定方法に準じて病院長が算定した額又は病院長が定める実費相当額

2 前項に規定する料金を徴収する場合（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないときを除く。）は、前項の規

定にかかわらず、前項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（一部改正 令和7年達第146号）

（料金の徴収）

第3条 前条に規定する料金の徴収は、書面によることとし、病院長が定める様式によるものとする。ただし、病院長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

第4条 第2条に規定する料金は、みらい光生病院を利用する都度支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 入院に伴う料金を支払う場合

(2) 病院長が必要と認める場合

2 前項第1号の料金は、月の1日（月の途中で入院したときは、その入院の日）から末日（月の途中で退院し、又は入院中死亡したときは、その退院又は死亡の日）までの期間（以下「算定期間」という。）について算定するものとする。

3 第1項第1号の料金は、算定期間の属する月の翌月の10日までに請求するものとし、支払通知を受けた日から10日目の日（病院を利用する者が退院し、又は死亡したときは、支払通知を受けた日）を支払期限とする。

4 前項の支払期限が名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院診療規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）に規定する外来休診日に当たるときは、直後の外来休診日でない日を支払期限とする。

（預り金の受入れ）

第5条 第2条に規定する料金が確定していない場合において、公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）第23条の規定に基づき、あらかじめ一定の金額を預り金として受入れ、後日精算する。

（料金の減免）

第6条 教育研究の必要に応じて診療を受ける者又は病院長において特別の必要があると認める者に対しては、第2条に規定する料金を減免することがある。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第146号)

この規程は、令和7年8月1日から施行する。